

「かごしま水土里ネット女性の会」会則

(名称)

第1条 この会は、「かごしま水土里ネット女性の会」とする。

(目的)

第2条 この会は、農業生産基盤や農村の振興を支える土地改良区活動への女性参画を推進するとともに、地域の農業政策・方針決定過程への女性の関与を促進し、地域住民が心豊かに暮らせる農業農村づくりに寄与することを目的とする。

(活動内容)

第3条 この会は、第2条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

- (1) 会員の資質向上と、会員相互の情報交換及び交流の促進
- (2) 土地改良区活動への女性参画を推進するための研修会等の開催
- (3) 農業農村整備の推進を図るための、県民に対する啓発活動等の実施
- (4) その他、第2条の目的を達成するために必要な活動の実施

(会員)

第4条 この会の会員は、第2条の目的に賛同する、県内水土里ネットの女性役職員と女性組合員及び鹿児島県土地改良事業団体連合会に在籍する女性職員並びに農業農村整備に携わる県内在住の女性とする。

(運営委員)

第5条 この会に、運営委員を置く。

2 運営委員は10名以内とし、次の鹿児島県土地改良事業団体連合会の管内毎に1名以上を会員から選任する。

- (1) 鹿児島事務所管内
- (2) 北薩事務所管内
- (3) 大隅事務所管内
- (4) 曽於支部管内
- (5) 熊毛事務所・大島事務所・徳之島支部・沖永良部支部管内

3 運営委員は、事務局が事前に調整の上、運営委員会で選任案を作成し、予め選任予定者の承諾を得て、総会に諮り選任する。

4 運営委員は、会長1名、副会長2名を互選する。

5 会長は、この会を代表する。副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

6 運営委員の任期は2年とする。選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する総会の終結の時までとする。ただし、再選は妨げない。

7 各管内の運営委員に欠員を生じた時は、第3項に準じて補充する。

8 前項の運営委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(参与)

第6条 この会に、参与を置くことが出来る。参与は、鹿児島県土地改良事業団体連合会の会長が理事の中から指名する。

2 参与は会議に出席し、意見を述べることができる。

(総会)

第7条 総会は、毎年1回開催し、会長が招集する。ただし、会長が必要と認めたとき、または運営委員の半数以上から要求があったときは、臨時総会を開くことができる。

2 総会は、会員の2分の1以上の出席をもって成立する。ただし、あらかじめ書面により意思を表明したものは出席とみなす。

3 総会の議長は会長がこれにあたる。

(総会の議決事項)

第8条 次にあげる事項は、総会の議決を要する。

- (1) 会則の変更
- (2) 事業計画及び事業報告の承認
- (3) 運営委員の選任
- (4) その他重要と認められる事項

(運営委員会)

第9条 運営委員会は年2回を基本とし、必要に応じて会長が招集する。

2 運営委員会は、第3条に定める事業の実施計画、その他必要な事項を協議する。

3 運営委員会の議長は、会長がこれにあたる。

(事務局)

第10条 この会の事務局は、鹿児島県土地改良事業団体連合会内に置く。

(経費)

第11条 この会の運営に必要な経費は、鹿児島県土地改良事業団体連合会の予算をあてる。また、その他事業実施のための経費は参加者の負担金をもってあてる。

(解散)

第12条 この会は、第2条の目的を達成したとき、またはこの会の必要性がなくなったと認められたとき、総会の議決により解散する。

附則

この会則は、令和4年11月11日より施行する。

この会則の改正は、令和7年8月27日より施行する。